



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第157号 令和2年1月31日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
45	生活保護法の規定による介護機関を指定した件	国保・自立支援課
46	生活保護法の規定による指定施術機関から氏名の変更について届出があった件	同
47	介護医療院の開設を許可した件	長寿いきがい課
48	指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した件	同
49	林業種苗法の規定に基づく講習会を開催する件	林業戦略課新次元プロジェクト推進室
50	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課

### 【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
4	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
5	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
6	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	

### 【人事委員会規則】

番号	表題	担当課名
	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として、次のとおり指定した。  
令和二年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人徳島愛光会	三好郡東みよし町足代一七三六一	特別養護老人ホームみよし苑	三好郡東みよし町昼間七七一	介護予防短期入所生活介護	令和元年十月二十六日

徳島県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の指定を受けた施術者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和二年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

施術者の氏名		施術者の住所	変更年月日
旧	新		
福島 卓也	島田 卓也	徳島市北田宮一五 四七 花ぼーとC 棟二〇二一	令和元年八月二十五 日

徳島県告示第四十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和二年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

介 護 医 療 院		名 称	所 在 地	開 設 者	サ ー ビ ス の 種 類	許 可 年 月 日
木下病院介護医療院						

徳島県告示第四十八号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した。

令和二年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護療養型医療施設		開設者	サービスの種類	辞退年月日
木下病院	徳島市南末広町四番七〇号	医療法人喜久寿会	介護療養型医療施設	令和元年十二月三十一日
吉野川病院	三 板野郡北島町高房字八丁野西三六・一	医療法人修誠会	同	同

徳島県告示第四十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、生産事業者の登録を受けようとする者を対象者として、講習会を次のとおり開催する。

令和二年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

日 時	講 習 内 容	場 所
令和二年三月二日（月曜日） 午前十時から午後五時まで	一 種苗に関する法令 二 種苗の産地及び系統に関する事項 三 種苗の生産技術に関する事項	名西郡石井町石井字石井一六六番地 徳島県立農林水産総合技術支援センター

徳島県告示第五十号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	区 海部郡美波町北河内地	令和二年一月十四日から 令和二年二月二十八日まで

徳島県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和二年一月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
永浜浩幸後援会	永浜由三代	永浜由三代	板野郡藍住町矢上字江ノ口二九番地	令和元年十二月二十三日
ないとうさわこ後援会	山田茂人	工藤誠介	徳島市八万町大野二五八、一	令和二年一月十四日



徳島県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年一月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
自由民主党 徳島県 徳島市・名東郡第五支部	岡 佑樹	会計責任者の 氏名	新 佐野雅彦  旧 松村芳紀	令和元年 十二月二十七日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
谷崎とおる後援会	谷崎美鈴	代表者の氏名 会計責任者の 氏名	新 谷崎美鈴  旧 谷崎徹  山田国義	令和元年 十二月二十三日

徳島県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年一月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
阿南を交える市民の会	門田久則	令和元年十二月十一日
永浜茂樹後援会	永浜浩幸	令和元年十二月十九日
谷崎とおる後援会	谷崎美鈴	令和元年十二月二十三日

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和二年一月三十一日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七 一）の一部を次のように改める

第七条第四項に次の一号を加える。

五 当該年の前年において会計年度任用職員であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたもの

別表第二の備考6中「再任用職員」の下に「及び臨時的に任用された職員」を加え、同備考7中「再任用短時間勤務職員」の下に「（斉一型短時間勤務職員であつて一日の勤務時間が七時間四十五分である再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。